

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：鹿角市長、鹿角市議会議長、鹿角市代表監査委員、鹿角市農業委員会、鹿角市選挙管理委員会、鹿角市教育委員会、鹿角市水道事業管理者、鹿角市下水道事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.0	%
全職員	71.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	100.5	%
本庁課長相当職	97.3	%
本庁課長補佐相当職	94.3	%
本庁係長相当職	92.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	85.6	%
31～35年	94.6	%
26～30年	90.6	%
21～25年	89.2	%
16～20年	94.3	%
11～15年	84.3	%
6～10年	95.1	%
1～5年	88.1	%

【説明欄】

- ①男性職員に占める任期の定めのない常勤職員の割合が82.0%である一方、女性職員に占める任期の定めのない常勤職員の割合は53.0%となっている。
- ②扶養手当及び寒冷地手当の支給について、世帯主となっている男性への支給額が女性より多くなっており、総支給額に占める男性への支給割合は扶養手当が83.2%、寒冷地手当は71.0%となっている。
- ③任期の定めのない常勤職員以外の職員について、男性職員に占める単労職の割合は36.8%、女性職員は5.8%となっている。
- ④勤続年数1～5年の男性職員には割愛人事による採用者が含まれており、当該職員を除いた男女の給与の差異は103.3%となる。